

中津市上下水道事業告示第 2 4 号

指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定について
地方公営企業法第 3 3 条の 2 の規定で準用する地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び地方自治法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者、指定納付受託者の指定について下記のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

中津市上下水道事業
中津市長 奥塚正典

記

【指定公金事務取扱者】		
名称及び所在地	歳入等の種類	指定した日
地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町4－6－7 日本橋日銀通りビル5階	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社セブン－イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社 ポプラ 広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5－1	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社ローソン 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5－1	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-2	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
株式会社ファノバ 福岡県大野城市東大利3丁目16－21	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日
【指定納付受託者】		
名称	歳入等の種類	指定した日
PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号	水道料金、下水道使用料及び受益者負担金	令和7年3月26日